

がん対策推進協議会専門委員会設置要綱(平成22年12月10日協議会了承)の規定に基づき、緩和ケア専門委員会の運営に関し必要な規程を制定する。

(委員の任期)

第一条 がん対策推進協議会緩和ケア専門委員会(以下「緩和ケア委員会」という。)の専門委員の任期は、二年とする。ただし、専門委員の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

2 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第二条 緩和ケア委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、緩和ケア委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び議事に関係のある参考人に通知するものとする。

3 委員長は、議長として緩和ケア委員会の議事を整理する。

(議事)

第三条 緩和ケア委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 緩和ケア委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第四条 緩和ケア委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第五条 緩和ケア委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び参考人の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、緩和ケア委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。